

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## パソコン税制の詳細

Q：パソコン税制の対象となる設備が公表されたようですが、どのような設備が対象になるのでしょうか。

A：電子計算機など8種類です。

### 【解説】

平成11年度の税制改正では、情報通信機器の即時償却制度、いわゆるパソコン税制が創設されましたが、この度、その対象となる設備等詳細が明らかになりました。

対象となるのは8種類で、①電子計算機（又は同機器及び附属装置、以下同様）、②デジタル複写機、③ファクシミリ、④デジタル構内交換設備、⑤デジタルボタン電話設備、⑥電子ファイリング設備、⑦マイクロファイル設備、⑧ICカード利用設備、となっています。

例えば、電子計算機の附属装置としては、キーボード、プリンターなどの入出力装置、補助記憶装置などが規定されています。

また、本体装置の取得価額とその附属装置の取得価額との合計額が100万円以上となる場合は、100万円から本体装置の取得価額を控除した残額に満たない範囲内で、選択により、附属装置の一部について、即時償却を適用できることとされています。

例えば、パソコン本体の取得価額が80万円で、パソコンの附属装置として10万円と15万円のものがある場合、パソコン本体といずれかの附属装置について、即時償却が適用できることとなります。

